

第20号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事 務
1 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に

	入学した者等に対する就学支援金（同法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

6 教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。